

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7857）

3目 予防費

（単位：千円）

| 事業名                  | 補正前     | 補正     | 計       | 財源内訳          |    |     |        | 備考 |
|----------------------|---------|--------|---------|---------------|----|-----|--------|----|
|                      |         |        |         | 国庫支出金         | 起債 | その他 | 一般財源   |    |
| 新型インフルエンザワクチン接種費助成事業 | 331,815 | 30,250 | 362,065 | 20,166        |    |     | 10,084 |    |
| トータルコスト              | 333,472 | 0      | 363,722 | （補正に係る主な業務内容） |    |     |        |    |
| 従事する職員数              | 0.2人    | 0.0人   | 0.2人    | -             |    |     |        |    |

説明

1 事業の目的

新型インフルエンザのワクチン接種費用について、経済的事情等により減免が必要と認められる場合に減免を行った市町村に対して助成する。（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）

2 事業の内容

新型インフルエンザのワクチン接種対象者が優先接種対象者以外の健康成人等にも範囲が拡大され、それに伴う低所得者に対する費用軽減措置を拡大することとされた。（平成21年12月15日政府新型インフルエンザ本部決定）

また、ワクチンの接種回数が当初の全員2回から13歳以上は原則1回に見直された。

このため、新たに健康成人等の低所得者に費用負担軽減の拡大を行う増額と13歳以上の者の接種回数減による減額を行うもの。

（単位：千円）

| 区分                 | 内容  | 補正額      |
|--------------------|---|----------|
| 健康成人等への助成措置拡大による増額 | ・新たにワクチン接種対象となった健康成人等（19歳以上64歳未満の健康成人で妊婦以外の者及び1歳未満児）の低所得者に対して、市町村が接種費助成を行う経費を補助。<br>→健康成人等の低所得者約51,500人に対して一人当たり接種費3,600円を補助。 | 138,978  |
| ワクチン接種回数変更による減額    | ・13歳以上の優先接種対象者は、ワクチンの接種回数が当初の2回から1回に変更。<br>→約57,000人について接種費が6,150円から3,600円に減額。<br>（一人当たり2,550円減額）                             | △108,728 |
| 合計                 |   | 30,250   |